

大規模災害時における迅速な 復旧・復興を支援する取組みについて

平 成 3 0 年 5 月
財 務 省 主 計 局 司 計 課

大規模災害時における迅速な復旧・復興を支援する取組み

制度面の整備(平成29年)

- **「大規模災害時における災害復旧事業査定方針」の策定**(2月 国土交通省通知、農林水産省通知)
 - 大規模災害時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減する災害査定の効率化及び事前ルール化を実施。
- **「激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善について」**(12月21日 中央防災会議決定)
 - 被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速1週間程度で「指定見込み」の公表。

体制面の整備(自治体への周知/平成29年～)

- **「大規模災害査定方針キャラバン」の実施**
 - 「大規模災害査定方針キャラバン」を財務省・農水省・国交省で実施し、自治体担当者に周知(29年参加者852名)。
 - 30年キャラバンにおいては、査定方針の説明に加え、29年災における査定方針の適用実績や九州北部豪雨対応など、説明内容を充実及び対象者を市町村担当者へ拡大し開催。

体制面の整備(財務局機能強化/平成30年～)

- **「立会官確保計画」の策定**(30年3月)
 - 大規模災害時に備え、各財務局等において、本年3月に「立会官確保計画」を策定。
 - 本年4月から3年間で応援可能者を増やすため、主計部門以外の職員に災害査定立会の経験や習得・研修等を実施。

被災自治体の大規模災害からの迅速な復旧・復興を支援

(参考) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する閣議了解

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する閣議了解（抄）

（昭和30年6月14日 閣議了解）

三 災害復旧事業費の決定に関しては、左記の事項について大蔵大臣と協議すること。

- （一） 査定方針（「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」または「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の解釈並びに自由裁量に属する部分の処理の基準）
- （二） 単価の決定並びにその変更
- （三） 査定の方法（査定の実施に関する具体的計画）